

名古屋市緑区
NN-278号古窯跡発掘調査報告書

1981

名古屋市教育委員会

例 言

1. 本書は、弥重南部土地区画整理組合から委託を受けて、名古屋市教育委員会が実施したN-N-278号古窯の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は他の古窯の調査と重複しながら、昭和52年11月から7日間行なった。
3. 発掘調査にあたっては、愛知県教育委員会文化財課の協力を得、同課から柴垣勇大氏、猪原芳久氏の応援を得た。市教育委員会からは山田敏一、小島一夫が出て調査にあたった。
4. 本書作製にあたって協力を得た方は次の諸氏である。
樋江井修作、守屋雅史、前川要。
5. また本書に資料を引用することを快諾いただいたのは以下の諸氏である。
◦山越1号窯 宮石弘弘氏 ◦關林坊 寺島孝一氏
◦海老池1号窯 立松 宏氏
◦九左山古窯 三波俊一郎氏
6. 本書は、第1章から第3章までを小島一夫が執筆し、第3章付録を平川紀男が執筆した。また、函版作製には樋江井修作君の全面的な援助があった。
7. 本書作製にあたって、名古屋大学文学部考古学研究室 榎崎彰一教授に御指導をたまわった。末迄ながら記して感謝の意を表したい。

目 次

	ページ
第1章 調査の経過	
第1節 調査に入るまで	1～2
第2節 発掘調査の経過	2～4
第2章 遺構と遺物	
第1節 本館をとりまく環境	4～5
第2節 調査した遺構	5～7
第3節 出土した遺物	7～17
第3章 小 結	18～27
付節 平安宮内裏跡林坊跡出土の灰胎・緑釉陶器について	28～29
図 版	33
史跡図版	35～41
写真図版	43～51

本館をとりま
 調査した遺
 出土した遺
 平安宮内裏跡
 林坊跡出土
 の灰胎・緑
 釉陶器につ
 いて
 史跡図版
 写真図版

第1章 調査の経過

第1節 調査に入るまで

昭和51年2月、緑区湯海町の中ほどにあたる徳重地区で、扇川左岸の丘陵地と河岸段丘面を対象地として、徳重南部土地区画整理組合が認可設立された。

この区画整理事業を施行することになった株式会社熊谷組が区画整理課の指導をうけて、教育委員会文化課に対して、城内包蔵の埋蔵文化財の処置方についての助言等を求めてきたことから、教育委員会として対応することになったのである。

とりあえず当該地域内に5ヶ所の周知の遺跡地が存することを伝えるとともに、地内全体についての簡単な分布調査を実施したところ、5ヶ所の周知の遺跡地について124ヶ所で、またこれ以外に15ヶ所において遺物を採集した。

これにもとづいて、整理組合に対して周知の遺跡地については出来るだけ保存を考慮すること、それが不可能な場合は必ず事前の発掘調査を行なわなければならないこと、更に当該地域内の精密な分布調査を行ない、遺物を採集した地点については確認のための試掘調査が必要であると指摘した。

これに対して組合から、とりあえず周知の遺跡地1ヶ所について工事の都合上、現状保存は不可能であること、第1期工事区域にあたって施行を急ぎたいとの申し入れがあって、協議の結果、これを第1次調査として発掘を行うとともに、併行して地内全域の分布調査を実施することになった。

また、これに併せて15ヶ所の遺物採集地点のうち、やはり第1期工事区域内にあった5ヶ所については、バックホーによるトレンチ掘りを実施して確認作業を行なったところ、全地点について遺構検出に至らなかったために、工事実施を同意した。

ところが、当該整理事業に関わる第1次発掘調査（NN-268号古窯^(注2)）期間中に、この試掘地点の1つのある山肌が大きく削られて、2基の窯体が露出し、周囲に遺物が散乱している状態を認めた。

うち1基は窯体のほんの一部を残すのみで灰原その他付属施設も含めてことごとく破壊されてしまっていたが、他の1基は窯体、灰原ともに残存の可能性を認めたので

直ちに工事の中止と、現場の保存方を要請し、続いてその処置について整理組合と協議を行なった。

その結果、この2基を含めて第2次調査として計3基の古窯の発掘調査を行なうことが決まったのであるが、工事期日との関係から時間的な余裕は殆んどないにもかかわらず、教育委員会文化課としては当時、市内の別の遺跡地での緊急調査を実施して^(註3)いて、人員のゆとりがなかった。

そこで、愛知県教育委員会に協力を依頼し、調査員を派遣してもらうことでめどをつけ、昭和52年11月初旬から発掘調査を実施した。

第2節 発掘調査の経過

調査を開始した時点での本窯跡の状況は、西向きに緩斜面上に窯壁の一部が露出・残存し、この地点から5mほど下位が人工的に割られ高1m前後の崖となっていたが、この崖面には窯体断面の露呈がなく、従って窯体はこれより上位で終っているものと推定された。一方、この崖面下は道路敷として削平されていたが、この平坦面上に若干の灰土と遺物の散乱を認めた。遺物・灰土は残存の窯体の上、及びその周辺にも認められた。

また、現場の状況から窯の中軸線方面は東西であろうと推定されたが、窯体部分のほぼ真北、2mほど離れた地点に黒色灰土と、遺物の集中があった。

これらの事実から、窯体は一部を残すのみ、灰原は窯体とは軸を異にして一部残存と推定し、これらの残る斜面全体に大きく5mメッシュのグリッドを設定して、これに従って発掘調査を行うこととして、グリッドの基準線は磁北に設定した。

窯体は、おそらく焼成室、ないしこれに焼成室の下端と思われる床面が長3m程あるだけであった。

窯体内にあたる部分は、填土とみられる山土を除去したところ、崩れ易い焼土が一面にひろがっていた。

この焼土面はほぼ一様に、堅く焼け縮まって青灰色を呈する面を上にしていて、天井等の落下塊とは考えられなかった。

この焼土面を左右壁面部分に追っていくと、現状でその断面を露呈させている壁基

定部は地山掘り抜き面の火熱で焼けたものであって、その上面（ないし内面）の壁構
造は残存しないことが判明した。

縦位の傾斜線は、残存下位より上程のところまで水平になっており、また最下端では
逆に再び上昇していることが判明したので、この平坦部分が焚口か、あるいは燃焼室
とみて、床面の精細な調査を行なった。

その結果、くずれ易い焼土面を3枚確認したが、これらは平坦面一杯でと切れ、よ
り下位の、床面下傾斜が反転上昇しているところには床構造が存せず、焼土塊や灰土
などが雑然とつまっているだけであった。

実測図撮影後に、中軸に沿って断ち割りを行なったところ、床面下の地山掘り抜き
面には平坦面はなく、床平坦面のすぐ下位で、直接傾斜方向が変換していることがわ
かった。

一方、灰原については、窯体の真北にひろがる灰土面のほぼ中央に南北のアゼを残
して発掘調査するとともに、人工崖下の道路面上の灰土にも念のためにトレンチを入
れ、また、窯体中軸線の延長上（即ちほぼ真西）にもトレンチを設定して、発掘調査
を行なった。

その結果、当初から灰原と認めた崖上の地点では、層厚20~40cmほどの灰層が残っ
ており、この上に黄褐色粘土質で、かなりの遺物を包蔵する、恐らくは2次堆積と思
われる土層がのっていた。

また、窯体中軸線延長上に設定したトレンチでは、現状は全くの生土面であって、
灰原の存在は認められなかった。

これに対して、人工崖下の灰土は、上に薄くのっていた灰土は山焼きによるもので
あったが、その下からかなりのひろがりをも有する灰原が検出された。

この灰原は崖上のものと一連であると考えられるが、上部をかなり削除されている
ためと、間の崖下に溝があって、直接には連絡がない。

これも崖上のものと同様、真北に向かって流れており、ほぼこの末端を検出するこ
とができた。

崖上の灰原は、この上に乗った黄褐色土中にかなりの遺物を包蔵していることから、

あるいは本窯の南東に存する別の窯の灰原関係の上によるかという疑いを持ったが、^(注4)この土の中にある遺物は殆どが本窯のものと共通し、別の1基の推定時期とはかなり異なることがわかった。

また、この灰原と本体との間は全く生土面となっていて、連絡がないが、本体部分に比べて、ことさらに深く削平されているわけでもなく、丁寧に掃拭してみたが、関連する状況を確認することはできなかった。

本窯の発掘は、併行して第2次調査中の眼目である別の窯(NN-275号)^(注5)の発掘調査があったことから、本体断ち切りは調査後若干の時間があったので、北面一部が損傷を受けたようであった。

調査後、福井大学(現富山大学)の広岡助教授に依頼して、熱残留磁気測定用の試料を採取して、本窯の調査を終えた。

第2章 遺構と遺物

第1節 本窯をとりまく環境

本窯は旧鳴海町の東北部、扇川の東に沿う低丘陵地の西側斜面上に所在し、地籍は鳴海町字鶴ヶ沢である。

区画整理前の地形としては、名古屋市と豊明市の境界を成しつつ、知多半島脊梁山脈へと連なる低丘陵性山塊の支尾根の1つから、更に西北方へと突出した稜線が扇川の水脈にあたるどころの斜面に位置するのである。

この、字鶴ヶ沢に突き出した稜線の斜面は、鳴海町内としては古窯分布密度の高い個所の1つで、例外的に1基山茶碗窯(と考えられる)を除くと、6基の須恵器・瓷罫窯が長1kmの支尾根の両側斜面に連続している。^(注6)

緑区のうち旧鳴海町地内では、古窯が集中して存在するのはその東北部であるが、この鶴ヶ沢地区は集中する古窯群の南限に近い。

名古屋市の東限にあたり、東郷・日進両町と緑区の接する白土付近を北限とし、これから南、大府・東海両市と大高町の境に至る間には相当数の古窯が群を成して分布していることが知られており、これを狭投窯鳴海地区(後述)と称する。

この鳴海地区は、ほぼ東北部と南部に古窯の分布が偏しており、その中間は地質的には築窯可能であるにもかかわらず、古窯分布が希薄である。

鳴海地区での築窯は奈良時代に始まり、時を追って東北部から南部へと展開していて、南部地区で閉窯するのは平安時代後期に入ってからである。

この、南部地区に窯がはじめて築かれた時に本窯は築窯され、操業していたとみられ、これと同時期のものとしては現在のところ、本窯地点から西北0.8kmに1基、西南西2.2kmのあたりに2基が存在する。

古窯以外の遺跡地としては、本窯周辺では全く知られず、わずかに上記の本窯と操業時期と同じくするとみられる2基の窯が併存する支尾根に、ドンドン塚と通称する古墳と考えられるマウンド1箇所だけである。

第2節 調査した遺構

本窯の位置は、当初の分布調査時点で遺物（窯壁片も含む）を採集したことから、山腹をバックホーで縦横にトレンチ掘りしたにもかかわらず遺構を検出しなかったことから、遺跡地でないとして工事開始に同意した5地点のうち1ヶ所にあたる。

工事着手前の現場は丘陵斜面を階段状に削平・積土を交互に行なう竹林造成が施されていたので、掘削場所の選定が不適切であって、本来の生土面を充分確認することができなかったものと反省している。

このような状況のもとに工事中に発見したことから、発見の時点では窯床が3m程度残し、近くに灰土の堆積を認めるだけであった。

残存窯体は、地山掘削面（人工火熱により、堅く焼きしまる）と、この上に構築された床構造のみである。

床は地山掘り抜き面上に灰土・粗砂を混じた生地を積み、その上は粘土を貼って築かれていたものと考えられる、

床構造は窯体部残長の3分の1程度残っていただけであり、しかも上からの圧力（充填土の土圧だけでなく、むしろ現場削平時の重機による影響がかなりあるのではないかと考えられる。→後述）によって損壊していたことから、面としての把握に困難

があった。

しかし、一応表面が青灰色を呈して堅く焼き締まっているところを床表面と考えると残存破表面のほかに、2枚の床面を確認した。

これらの面はほとんど粘土そのままですサなどは入らず、最下位のものを除いてその層厚は4cm程度である。

窯体中軸線は現場の斜面方向からみてほぼ東西で東が高く、従ってこちらが煙導部方向と判断した。

ところが、窯体の地山掘抜面の西端（従って下端）から40cmほどの間は、窯床傾斜方向とは逆転しており、またこの上に構築された床構造は、この下端から1m強の点で傾斜変換しており下位は水平となっている。

この窯床傾斜変化は最下位床面に顕著にそれをみることができる。

床面下充填土、あるいは床構造土中にはごくわずかの遺物片が含まれていたが、意図的に混入したというよりは、灰上にまじっていたものであろうと考えられる。

壁面についてみると、地山掘抜面の基部を除いては、その上部（ないし内部）構造は全く残存し

なかった。

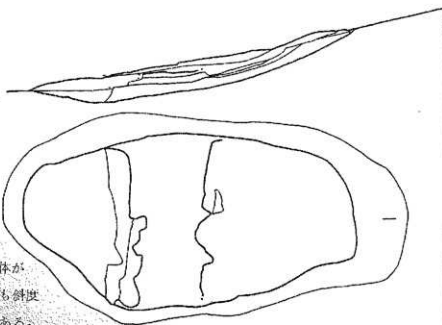
現場をより
精査した結果か

ら、木窯は支
尾根先端部の

中央、ほぼ
稜線上に

位置するもの

と判断され、窯体
存する部分は最も傾度
の緩いところである。



この現場の状況に支配された結果と考えられるが、灰原は窯体の中軸線延長上にはない。

木窯
と考
構造に
現場
角逆転
いて、
しか
築かす
ない。
いす
ている
灰層
土層中
この
層の上
灰土
はなく
がは日

木窯
の碗、
木切底
また
この
あり、
以下

と
そ
部
【斜
点
意
構造

本窯は、その推定時期からみて（後述）既に床面下に舟底状ピットを有しないものと考えられる。ただし、後に再及する山越1号窯、海老池1号窯の窯床及びその下部構造は、従来の知見とやや様相を異にする。

現場での観察からは、灰原が窯体中軸線の延長線上にないことを根拠に、窯床傾斜角逆転の現象が、斜度の不足という地形的条件に制約された結果でないかと判断して、残存窯体は灰口から燃焼室にかけての部分とみている。

しかし、海老池1号の如くに、明瞭に燃焼室床下ピットが存する窯がこの時期にも築かれているので、本窯の場合もこの構造をとっていた可能性は否定することは出来ない。その場合、残存窯体はむしろ焼成室下部と焼成室とみられる。

いずれにせよ本窯の灰原は窯体と軸方向を異にし、前述した如くは北の方へ流れているが、敷密には窯体中軸線とは水平角で60°程の違いである。

灰層の上には再堆積と思われる黄褐色土がかなり広範囲にひろがっていたが、この土層中に包蔵された遺物は基本的に本窯のものであり、この上の由米は不明である。

この下の灰層は、特に人工床土では黒色灰土と、黄灰色粘質土で遺物を包蔵する土層の上下2層に分かれるが、下層黄灰色土は薄く、厚厚5cmに満たない。

灰土を除去したあとの生上面は本米の傾斜面とみられるが、その上面に何らの遺構はなく、また傾斜方向は灰原上面と同様北であり、窯体付近とは異なっていて、窯体がほぼ後線上にあるという現場観察を支持する。

第3章 出土した遺物

本窯は基本的に瓷器（語の意味について後述）焼成窯であって、遺物としては瓷器の筒、皿が圧倒的に多く、これに若干の瓶類と、須恵器伝統器種の叩目のある甕・鉢、糸切底杯、壺などがある。

また焼成補助具である匣鉢類、虎鉄などもかなりの量にのぼる。

このほか、灰白ないし黄白色軟質で無釉の、緑釉陶の素地といわれるものもかなりあり、この中には陰刻花文を施した例も多く、本窯時期判定の手掛りともなろう。

以下、順を追って詳述しよう。

須恵器器種

須恵器伝統の器種については、出土全量の5分の1程度を占めるが、若干問題がある。

これは、本窯のすぐ近くに本窯よりも時期の古い別の1窯(NN-277号)が存し、この窯の遺物が当該斜面削平工事に際して散乱したものと思われ、本窯窯体付近にまで広がっていたことである。

従って、本報文においては窯体付近採集の遺物は意図的に除外したが、この277号窯の遺物が本窯灰原の上まで及んでいなかったという保証はない。

本窯灰原の灰土の上面に広く堆積していた黄褐色粘質土の存在について述べたが、この上の中の遺物は大部分が瓷器器種であって、本窯の遺品として良い。

しかし、須恵器器種については、明確に本窯のものとする根拠がなく、そのためにここで扱う須恵器器種は、本窯灰原の灰土中より得られたものを基本とし、これに本窯に帰属せしめるべき根拠のあるものだけを併せて報告する。後者については胎土、焼成がそのメルクマールである。

須恵器器種の中では、表面に平行叩目を有する甕の胴部片が最も多いが、特に目立つところはない。

叩きは2.5cm×3.5cm程を1単位とするものと観察され、この1単位中に8本の叩目が施されている。

胴部片の器壁は1cmを超えるものはなく、薄づくりであって丁寧なづくりが共通するが、一部に裏面に同心円状の叩目(ないし当て板痕)があって、擦り消されている例がある。灰土中よりの出土である。

口頸部については1例を図示した。スペースの都合上、短縮してあるが、推定口径47cm前後の大きなものである。

これは口縁端外側に軽く中ぶくらみの薄い縁帯を有し、内側がストレートに頸下部へと連結する形状で、頸部内外面とも素面である。

甕について量が多いのは鉢器形である。厚い平底から、殆ど屈曲のないストレートな壁を有し、肥厚した口縁直下に浅い巾広の凹線がめぐる。

この鉢器形と思われる片で、ただし推定口径がかなり広く、そのわりには壁の薄い

形状のものがあり、外形からは山茶碗窯における鉢器形の祖型かと思わせるものが若干量存し、うち1例は流を有する。

以上の鉢器形の場合、殆どの例が甕に比して1段と精良な胎土を用い、焼成も良好で灰白色を呈する。

大型の甕片も数片出土した。甕と同様の砂質の胎土であるが、器壁は薄く丁寧なつくりである。

図例の把手は鋭角に上反しているが、他例から推して、焼成の際の歪みがあるのでないかと考えられる。把手を有するもの以外の胴部片を同定できない。

底板は1例を得た。大きな楕円形状の穴を周囲に、中央に正円孔を有するほか、径1cmに満たない小円孔を有するが、この小円孔は必ずしも貫通しておらず、何を意図したものかわからない。

さきめて祖製の下胴部片で、内側壁のちょうど底面にあたる場所に甕と同様の大きな楕円孔が貫通しているものがあるが、胎土・調整ともに極く粗であって、全体の印象からは後述の窯道具中の匣鉢とみなした方が妥当と思われる。

短頸壺片もかなりまとまって存し、大・小型の別のほか、やや異質のものもある。小型短頸壺は少ない。形状としては肩がゆるい種を成すと思われ、頸は極く短かく直立する。胴部は上下につぶれた個球状でないかと考えられる。

大型のものも基本形状は小型例と共通し、恐らく外反する低い高台を付した大型の底部はこの器種のものでないかと考えられる。

やや轆轤目が残るものの、全体として整形は優れており、器壁も薄く均一である。

この大型壺が上下に低い島球形状と推定されるのに対して、ほとんど平らに近い上部と、顕著な肩を有する片で、この肩から下にかけて付されたと考えられる大きな耳を有する片がある。

この耳は1孔が貫通しており、薄いつくりは双耳版のそれによく共通するが、肩を張った体部の形状が異なるほか、推定胴径がかなり大と思われる。また内面には指頭痕を一面に存し、轆轤によらない製作である。

鳴海地区に隣接の豊明市・九左山地区内で発掘された九左山古窯の出土品中に、胴部の薄いに突帯を有し、肩部から胴にかけて縦長の大きな耳を有した壺がある。

この器は掲載された図によるならば爾より上位が本品に比して丸球を帯びる違いがある一方、本窯遺品中には突帯をめぐらせた胴部破片が全く存しないが、本品はこの九左山例に近いものでないかと考えられる。

これらの壺類は形状・製作技法からみて須恵器伝統の器形であるにもかかわらず、甕の場合と異なり胎土が瓷器のそれに共通するほか、焼き上りも灰白色緻密である。

従って、これは瓷器技法によって在来の器をうつしたものとみるべきでないかと考えられ、九左山例や木窯双耳壺のような、伝統から少しはずれたバリエーションが存することも、これに由来するものとしたい。

糸切底杯は体部がゆるい曲線で底部から一気に口縁に至る形状のもの一種類であって、散肉には僅少であるが、少し特徴がある。

これは本来須恵器器形であるが、上笠壺同様に瓷器技法によって製作したと考えられる灰白色緻密のものであることと、この壺の底面に刻字を有する例が3点ほど存することである。このうち刻字については後にふれる。

以上のほか、木窯付近では平瓶片、高釜片、鈕付蓋片などを得たが、これらについては前述の理由によって除外した。

瓷 器

碗、皿、小瓶、広口瓶がある。

碗には大別して大・小2類があり、さらに細かい造形の違いによって分類が可能である。

大型碗では口径が大きく浅い形状で、口唇下に指押えがあって口縁端が外反するものがあり、この類は口縁にむかうにつれて器壁が薄く仕上げられている。

これに対して、やや口径が小さく深い形状のものがあり、これは胴の張りが少なく口唇の外反も目立たない直線的な造形である。この類では器壁が全体にはほぼ一様の厚さである。

口縁端の形状もおよそ3種に類別される。

その1は内から外へのナデが強く、外半する最大径部が鋭角に稜を成すもので、大きな方のものがこの形状である。

その2は逆に外から内へのナデが強く、内側の最高位に稜がつく。

その3は縁端部がヘラで削ったかの加き平坦で、内外に稜線のつく例である。

小振りの手は2、3の形状をとるが、本窯の推定時期ないしその様式が中世窯である山茶碗につながる内容のものであることを考慮に入れるならば、この後者の形状のものに注目する必要があると思われる。

高台は内外両面にヘラ削りを有する、いわゆる三角形のものが多く、その見込み部分の底面には糸切痕をそのまま残している。

小型の碗は口径に比して深めで、体部はほぼ円弧状を成し、口縁端はほとんど外反しない形状である。

これにも大・小あるが、小型のものは形状・法量ともに初期山茶碗窯の小碗によく共通する。

以上の碗をその胎土と釉調からみると、別の区分が可能であるが、この類別は必ずしも器形からみた区分とは一致しない。

胎土については、後述の灰白軟陶に共通する泥質の極めて精良なものと、かなり粗粒の長石等を混じたものがある。

また釉については、発色が刷毛塗りでないかと考えられるが、内面についてはほぼ重ね焼成付近にまでとめてあるものが多い反面、見込みを含めて全面にたっぷり塗付されたものもある。

この一方で、浸し掛けと思われるものも1例を確認した。

このほか、口縁部の小片で、輪花手法のくずれかともみえるヘラの痕を口唇部に凝着に残したものがある。

プランでみて殆んど屈曲はなく、また胎が粗質のうえに須恵器に近い暗褐色を呈した焼き上がりから、輪花碗とはみなし難く、器種の同定は保留する。

これを除外すると、瓷摺器種碗には輪花手法がない。

皿は形状に変化がある。

その1類は腰部に稜があり、上半部がかなり立つ稜皿形式のもので、量的にはそれほど多くない。うち1点は上半部内面に、口唇から下半の陰刻花文を施したもので、釉は内外とも薄くよく流れているが、色調は発色不良で灰緑色を呈する。

2類は量が多く、変化も著しい。

ほぼ大・小2類に分けられ、深いものと浅い形状のほか、輪花形状のものもある。大型のものは浅い形状が多く、段より上の幅は広い。小型例には深淺半ばし、また器壁の厚いものが多い。

いずれも段は内面にあるだけで、外面は少し傾斜角が変化する程度であり、高台は碗と同様、三角形のものが多い。

輪花形状のものとして、1例全形を復原し得たものがあるが、極めて浅い形状に5弁と推定され、手法としては縁端からはほぼ直角にヘラで押して盛り上げ、整形しただけであるが、丁寧なつくりで、見込みには浅い沈線が一めぐりする。

これに対して本窯例で多いタイプは、外方からの押しが浅くて盛り上がりは少ないが、これから内面に粘土紐を細長く貼り付けて整形した織網なものであるが、段皿ではこれの復原し得たものがない。

段や俊を有しない平皿にもかなり変化があり、大・小の別のほか形状から3類型に分けられそうである。

大型のものは口径が15cm程で、形状は口唇直下に指押えが1周して内からのナデが強く、縁端が外反する形状である。この形状の場合、縁端に向かうにつれて器壁の厚さを減ずる。

これより径の小さいものには、この大型皿と同形状のもの、器壁厚さに殆ど変化のないまま、ほぼ挽き放しの口縁を有するもの、輪花を施したものの3つの類型を認めることができる。

第1類中にはまた深い手のものと、浅い形状のものがあり、釉についてみると碗と同様、見込みにまで流した例とそうでないものがあり、後者が多い。

第2類はほとんどが浅い形状であり、またかなり顕著に轆轤目を残した粗製のものがかなりある。

この類に入るもので3点、見込み部分が恐らくは粘土を練り上げた時に空気を追い出すことを怠ったらしく、膨脹して破裂している例がある。

第3の輪花皿についてみると、輪花手法は段皿での2類、即ち内面に長く粘土紐をはりつけた丁寧な造型のものだけと思われる。

この中に、整形の段階で丁寧なヘラ磨きを施したうえ、陰刻花文を施した優秀な器

が存するが、この場合釉は見込みにまで掛けられている。

。 瓷器器種の中でこの碗・皿に次ぐものは瓶であるが、これには広口瓶と、いわゆる手付瓶形態とがある。

。 広口瓶形態も厳密に言えば、まだ伝統の長頸瓶というべき形状に近いものが多く、口縁の造形も丁寧であり、胴部も薄く均一である。胴の形状は肩がまだ丸く、全体も球状に近いと思われるが、良好な下胴部片がない。

。 高台は低く、ほとんど外反しない。

。 この中に、肩部に大きな環状耳を縦位に付した片があり、他窯の例からは左右1対のものと考えられる。この耳は大きく、薄い優れた轆轤技法を示す胴にふさわしくない。

。 手付瓶型のものには大型・小型あり、把手の破片は全く存しないので、いずれも把手なしの形状と思われる。

。 口頸部が体部に比してかなり小さく、全体に丈が低めであること、胴最大径の位置が低いことなど、新しい時期に入るものと思われる。

。 底面は小型例が糸切底、大型のものはヘラ割りによって仕上げられている。

。 大型の器は壁が薄く、精良な轆轤技法をみせている。この類のうちに、胴部に陰刻花文を施した例があり、上にかかった釉が厚いために拓本もとれないが、特記しておくべき資料である。

。 このほかに瓷器器種としては大碗と耳皿がある。

。 大碗は、碗の大型例をはるかにしのぐ口径30cmにも達するものであるが、全体としては碗形態がそのまま大きくなった形状である。

。 ただし、整形はかなり雑であって轆轤目が顕著であるほか、口縁下の指押え、ナデもはっきりせず、従ってこれに由来する口縁の外反もそれほど明瞭でない。

。 特に、口縁端に至るまでかなりの厚みがあり、全体に直線的な形状をとるものは、後田の山茶碗窯における鉢器形の初顔形かとも思われるタイプである。ただし本窯遺跡中には、この大碗器形口唇片で流を有するものはない。

。 耳皿は計3個体分の片を得た。両側の立ち上りはあまり高くなく、また単に折り返しただけに終わっているが、高台はいずれもしっかりした三角状である。

内面は折り返しの部分にまで黄緑色の釉がかけられている。

灰白軟陶

量的には少ないが、器形は最も変化に富み、また輪花や陰刻花文を施すなど流麗なものである。器形としては碗、皿、香炉、唾壺である。

碗は基本型状は瓷器に共通すると思われるが、輪花碗が多く、稜碗もある。

輪花碗のうち、内面全面に陰刻花文を施したものについて図示したが、これは推定で5弁、口縁から上胴部にかけて外側から軽く押えただけで内面の修整はない。内面見込に浅い沈線を一めぐりさせ、これを花芯にみたてて花文を施したほか、口唇から下位に、5ヶ所花文を描いている。高台は完全に剥落している。

稜碗も輪花を施した例が1点存する。輪花手法は上記花文碗に共通する。見込み部分に浅い沈線が1まわりする点も同様であるが、花文はない。

このほか、底部片を主に、花文を施した碗片は相当量に逸する。

皿器形には瓷器と同様、稜皿・段皿・平皿があり、大・小型に分かれる。

稜皿は1点小片が存するだけであるが、段皿はかなり多い。大・小型のほか、段より上の広狭の別があるが、外側に段のないことは瓷器の場合と共通する。

輪花を施したものがあり、この場合は瓷器と同様に細い粘土紐を長く貼りつけて整形しており、碗の場合と異なる。また陰刻花文のものも若干ある。

平皿は少ないとみられる。というのは、段皿で段の下部で折損している例がかなりあり、口縁端まで連続して平皿器形を示すものが逆に無に等しいのである。

唾壺は少ない。タイプとしては口縁部が大きくて浅いものと、短かくて深目のものがあるが、ほとんどの例は壺体部との接着点から剥落・折損している。

この折損部の観察から、壺体部と口縁部を別々に作り、接着したものであることが認められる。底部は錠目状の低い高台を有する。

香炉片は1個体分の胴片が存した。台脚部には何を形どったかも不明な孔が1ヶある、全体の行程の片であり、内底面も接合部から完全に折損している。

裏面は上半がヘラ磨きされ、また台脚も1部ヘラ磨きが施されているが、上胴部には製作時の接目があまり修整されずに残っているなど、良好な整形ではない。

また台脚内部下面には轆轤の回転を利用しない削りが加えられている。

蓋片は灰白軟陶中には全く存せず、むしろ瓷器小片中に香炉蓋ともみられるべきものがある。ただし、図示はできない。

唾壺の体部と同様にはほぼ球形の胴を有し、頸が直立する片があり、頸は図示の長さで終わっているとみられるので短頸壺器形である。ただし、短頸壺形状をこの灰白軟陶で製作した理由がわからない。

これらの灰白軟陶は、前記後碗1点を除いて泥質の極めて精選された胎土を用い、黄灰一黄白色の柔かい焼き上りのものが大部分である。後碗はやや砂粒を混じ、また表色も黄褐～赤褐色を呈する。

灰白軟陶については後章でまた論述することになる。

窯 道 具

各種窯道具は量的にかなりを占める。種類は匣鉢類と支持具としてのトチ、ツクの種類である。

匣鉢（ツヤ）は基本的に2種ある。円筒形状の鉢と、笠形の蓋である。

鉢は須恵器と同質か、さらに粗質の上を用いて太さ1.5cmほどの粘土紐を作り、これを輪状に積みあげて作っている。整形のための叩き、ナゲは殆ど施されていないために、単位となった紐をそのままに観察できる。

うち1点には胴下部にヘリで縦長の穴があけてあるが、前述した須恵器匣に類似の上例とともに、焼成上の必然によるものであろうか。これは板状の底の1点にも共通する現象である。

蓋も鉢と同等の土を使用して製作しており、整形には殆ど意を用いていないようだが、紐あとはあまり目立たない。

支持具としては三又トチ、筒トチと、窯皿片を利用した代用ツクがあり、筒トチが数量が多い。

三又トチは破片2個体分が存したのみであるが、うち1点は全体に灰釉が流れており、先端にも融着して引きはがした痕跡がある。

筒トチはかなり粗質の胎土を使用して、雑な整形である点はツヤ類に共通するが、三又トチの場合と異なり、釉が掛った例がないことから焼成した製品との組合せを示す材料がない。底面は大部分が大きな穴を穿けてあるほか、体部に孔を有するものも

1例であるが存した。

須臾器の胴部を製作・整形後、口頸接合のために芯を出して余分を切り取った片が、製品の甕と同様に堅く焼きしまつて存するものについては、これが支持具ツクの代用品として使用せられた結果であるという見解はもはや定説といってよいだろう。

本窯においてもこれがかんりの量出土したが、筒トチの場合と同じく表面に釉など降着した例がなく、また破片がないので、やはり何を焼成する際に使用したものは不明のままである。

さて、これらの窯道具は撻量としてかなりになるが、瓷器の代表器種である碗・皿類を焼成するためのものではなさそうである。

瓷器の碗・皿は殆ど重ね焼きによっており、また瓶類は少なくとも残存片でみる限り、高台にまでたっぷり釉が流れていて、手付瓶片では底裏にまで至っているのどうてい筒トチとの組み合わせではない。

また匣鉢類では、その内面に全く釉の痕跡をみないので、本窯においては灰白軟陶を焼成する目的にのみ使用せられたのでないかと考えられる。

以上で本窯の遺品について記述し終ったが、このうちの陰刻花文と刻字について少しまとめておきたい。

陰刻花文を施してあるものには、共通したパターンによっているものと、これからはずれたものがある。

前者の最も典型的な例は瓷器平皿と灰白軟陶の輪花碗である。いずれも見込み中央に、軸回転を利用した径3cmほどの浅い沈線を一まわりさせ、これを花芯にみたくてまわりに沈線による花卉を配する一方、口縁部では花弁切り込みの間に口唇から下位へ花文を埋めている。刻線は連続しておらず、細かく塗切れている。

小片で存するものも多くこのパターンによっているものとみられ、瓷器・軟陶の別はない。

これは猿投窯花文陶の典型的パターンの1つであるが、全体に簡略化されているほか、描線は生硬で連続していない。

灰白軟陶碗の底部片と思われるものに、このパターンによるものがかんりあるが、中にはこれが崩れて、花というに似つかわしくないものもある。

皿片にもかなりこのパターンの花文を有するものがあるが、平皿に限られ、残皿・残碗においては、施されるにしても口縁部のみであるように見える。みえるという表面に止まるのは、これらの器形で花文を有する片のうちに、見込みまで充分残るものがないからである。

手付瓶形の胴部と思われる2片に施された花文は、いずれも一部分であるうえに厚く灰釉が流れていて、どのようなパターンであるのか判然しない。

また、主に灰白軟陶片であるが見込み中央に径3cmの円を彫り込んだだけのものがかかなりあり、花文施文の最も簡略化したものと考えられる。

刻字の片は数少ない。うち1例は大型の碗の見込みに印されたもので、細く浅い復線で、字形は右図のとうりである。

この碗はかなり矩雑なつくりの瓷器碗であるが、その見込み部分は、何によるものか黒灰色を呈する。

残余はいずれも灰白色の未切底杯の底裏に刻されたものであり、上記碗とは異なって深いしっかりとした刻線によってなるが、断片であってすべて解読できない。



第3章 小 結

愛知県西部の丘陵地帯を縦横に開削した愛知用水事業に伴って実施された、埋蔵文化財、なかんづく古窯の状況についての概括的な調査と、破壊に瀕した古窯等の発掘調査は、行政目的による埋蔵文化財の破壊に際しては行政体が費用を支出して発掘調査を行なうという、いわゆる行政発掘方式を定着させるきっかけとなった点で、極めて画期的なものだった。^(註7)

この調査によって、愛知県西部の丘陵地帯は、古墳時代後半から室町時代にかけて連続と続いた一大窯業生産地域であったこと、特に平安時代には独特の施釉陶器を案出して古代窯業生産技術の頂点に達するとともに、古代末から中世初頭にはその技術をもって、各地に新たな窯業生産を開始せしめたことが明らかにされたのである。

この、尾張東部から西三河の一部にかけてひろがる窯群のうちの古代に属するものをとらえて、猿投山西南麓古窯址群（略して猿投窯）と称するが、これは中心となる地域の一帯の古窯の製品中に「椋人」「工政所」等の官名、官職名を刻したものがかなりあることから、尾張國の官窯群か、あるいはそれに準ずる支配を受けていた生産集団によって営まれたものと考えられている。

猿投窯の製品は全国的にひろまっています。ことに關東各地では平安時代中・後期に多量の猿投窯製品が、主として各地方官衙、寺院などから出土している事実もこの推定を支持するものであろう。

この猿投窯は最初の分布調査の成果をまとめた時点で、その分布する地域の自然的地理的条件に従って、大きく5地区に分けられて認識を深める手だてとなっている。

その後、猿投窯の分布する全範囲でかなりの資料の増加をみており、基本的にこの5つの地区に分かつ考え方は妥当し、継承さるべきものであることが確認されたといえるが、しかし若干の修整も必要な段階に至っていると思われる。現在愛知県教育委員会の手ですすめられている、猿投窯全体の分布状況の再調査によって、より精密な地区割りの論議が明らかにされることを期待したい。

名古屋市においても、このような時点に至っていると考えている。

市内の東部丘陵地帯には、その表層の洪積統後期層中の粘土を原料として多くの古

窯が築かれており、濠投窯分布の南限を画する一帯となっているが、最初の分布調査が終了のところからこれらの古窯分布地域が都市化の波に洗われ、しかもそれは手を追ってピッチを急速にあげていったのである。

なかでも、やや遅れて名古屋市域に編入され、その名の通りに緑なす丘陵を抱えていた旧鳴海町地域・緑区での開発事業は、旧市域での開発が1段落した昭和40年代に入って一気に進展したのだが、注意しておきたいことは、その殆どが民間資本による宅地開発や、区画整理事業であったことだろう。

事業主体が民間資本である開発によって埋蔵文化財が損傷される場合は、文化財保護法が改正された現在でもなかなか適切な対応がむずかしい面を有するが、改正前の時点ではほとんど無力に等しかったし、従ってその規制が文化財行政の視野内になかったといってもよいほどであった。

当然のこととして鳴海地区でも、いわば野放しの状態で次々に古窯が開発の犠牲となったが、中には優れた道品が多量に出土したという情報が伝えられながら、実態が全くわからないままという事例がかなりあって、まことに残念である。

鳴海地区で本格的に行政調査が行なわれるようになったのはようやく昭和49年で、この年、日本住宅公団が徳重西部地区で宅地開発事業を行なうについて、市教育委員会に同地区内に所在した2ヶ所、計7基の古窯の発掘調査を依頼したのであった。

この徳重西部地区の埋蔵文化財調査に際して、かつての愛知用水事業に伴う分布調査後に増加した多くの資料の整理を主眼として、地区割り改定作業と名称付与を行なった結果について、以前報文を明らかにした。^(註8)

この作業は、かなりの部分が従来の各種資料相互間の矛盾を統合整理するデスクワークだけに止まって、現地調査を欠いている点が最大の欠点である。

その後、現在市内全区に亘ってすすめている分布調査や、本窯発掘調査の直接の因である区画整理事業に際しての精密な分布調査などの現地調査による確実な資料が蓄積しつつあるので、いずれあらためて再整理の機会をもつことになるだろうが、但し、この整理作業を進めるにあたって、一定の問題意識を明らかにし、それによって試行したそのやり方については必ず継承することになるだろう。

最初の濠投窯調査に際する5つの地区割りについては、その根拠が十分に明らかに

されているとは言い難いが、谷によって境界を画するという表現で考え方が示されている如く、明らかに自然的地理的条件に依拠している。

いま鳴海地区をこの考え方に従って折出しようと試みた際に最も問題となるのはその北限、白土付近で、このあたりでは東西から深い谷が幾本も入り込んでいて、そのどれをとるかに根拠がない。

そのために採用した方法は、猿投窯調査の考え方を一步押し進め、明治24年の2万分の1地形図を利用して山塊を区切り、これをメルクマールとするやり方であって、これに応じて一部の窯の名称変更、従って境界部分での地区割りの若干の変更と、新調査資料への名称付与を行なったのであった。

しかし、この作業を行なう過程で我々は既に1つの認識を得、その後の各種現地調査を通じてこれを確認しつつある。

それは、鳴海地区についての規格的要素は山塊ではなくやはり水系で、ただしそれは土地支配関係に結びついた、あるいはむしろその前提としての水系が重要な要素であると考えられる事実である。

ここで、本窯の操業時期について考えてみたい。

本窯は先に明らかにしたように、発見の時点で既に窯体が殆ど破壊されていてわずかに燃焼室ないし焚口と思われる部分を残すのみであったため、時期判定の根拠はわずかに遺物のみである。

本窯は基本的に灰釉碗、皿の大量生産を中心とした窯であり、これに灰白色緻密の軟質陶、陰刻花文陶、須恵器伝統の壺、鉢、甕などを併焼しているが、須恵器については若干問題であって、必ずしもこの報文中にあるのが本窯須恵器器種の全てであるとはいえぬことについて前述した。従って、須恵器も時期判定の根拠とはしない。

碗、皿についてみると、高台は換地面が斜めに面取りされ、内側が内湾する三角形状のものが中心で、底見込みには糸切りに際しての回転痕をそのまま残す例が殆どである。

碗形態については、口唇直下の指押えによる口縁外反の少ないものがかなりあって小径の甕では全くこれを欠くものもあること、縁端があたかも面取りをしたかの如き形状のものであるという特徴がある。

また皿器形中、後皿については本報文執筆中に内外に段を有する片が1例見つかったので急遽図を加えたが、殆どは既に外側に段のない、おそらく撮き取りによって作られたもののみである。

瓶では長頸・広口瓶（後者が多い）といわゆる手付瓶形態のものが半ばし、いずれも器壁を薄く仕上げた精良なものであるが、手付瓶では胴径大径が低く口径が小さいなど、この器種として新しい形態である。

碗・皿は既に重ね焼きによる大量焼成を行なっているが、三又トナが少量であるとはいえ残っており、また空器碗の蒔釉は殆ど筆塗りと思われるが、浸し掛けもある。

器内面に陰刻花文を施したものがあり、灰白軟陶にそれが多いが、灰釉が施されて堅緻に焼きしまったものも若干存在する。瓶に花文があることは注意したい。

花文は一応猿投窯のスタンダードパターンをとっているものがあるが、描線は連続せず、また生硬である。しかも、多くの手は簡略化されており、なかには何を表わしたか不明のものもある。

花文を施した例も含めて灰白～黄白色軟質の無釉の陶器が存することも、一つの時期判定の手掛りであるが、この陶器の意味について少しふれてみたい。

この種の無釉陶は緑釉陶器の素地とする見解が支配的である。

後段においてふれる、京都市内の醍醐坊比定地から出土した緑釉陶片中に、明らかに猿投窯系統の技術による形状・文様構成を有しながら、その釉調などからは尾張地方のものとは断じ難い例があると報ぜられているが、これが種かであるならば、あるいは猿投窯から素地が送られ、彼地で緑釉を施したものとも考えられ、一般的見解を支持する如くである。

これに対してここで、次の事実を指摘しておきたいと思う。即ち、鳴海地区は猿投窯中においてはこれまで殆ど確認されていない、緑釉陶器焼成の窯が集中している地区である。

木窯の東から東北2kmの範囲に現存するもの2基、滅失したもの2基のほか、宅地開発の中に消え去ったものが鳴海地区内に少なくとも2基はあったようである。

これらの緑釉陶器焼成窯は現在わかる限りの範囲であるが、緑釉陶器専焼の窯ではなく、灰釉を施した陶器や須恵器とともに焼成している。

このような緑釉陶器焼成窯のうちの1基は昭和34年に発掘調査され、現在その資料が鳴海在住の鈴木秋一氏の手もとなどに保管されているが、報文に接する機会がなく窯体構造は不明である。

この窯は後の方でも少しふれる如く、特殊な製品を焼いている事情があるのでいまおくとして、現存する2基（但し窯体が残存するかは疑問）については、灰原から出土する瓷器・須恵器は本窯と殆ど同一で、従って窯体構造も本窯も含めて鳴海諸窯の一般的様相と大差ないものと考えられる。

このことからみるならば、少なくとも鳴海地区に関する限りはこの灰白軟陶が緑釉陶器の素地とは考えにくい。なんとすれば、鳴海地区の緑釉陶器焼成窯は素地そのものを自給できる能力が充分あり得たからである。

しかしまた、この灰白軟陶が焼成の失敗による不良品、即ち生焼け半製品であるとも考えられない。その理由としては第1に、かなりまとまった量があること、灰白軟陶にしかない器種のあること、第2には内面に全く釉の痕跡を残さない匣鉢類があること、更に傍証として従来の鳴海地区内での発掘調査に際して生焼け半製品は極端に少ないことがあげられるだろう。

もちろん、これら灰白軟陶が京都へ選ばれた後に、京内及び周辺にある緑釉陶窯で鉛釉を施釉して再焼成し、結果として緑釉陶器に仕立てられた可能性について否定するつもりはないが、少なくとも鳴海地区の窯場からは、これは緑釉陶器とならんで完成品として搬出されたものとするのが妥当でないかと思うのである。

このように考えられるならば、本窯の灰白軟陶は緑釉陶器の盛行と併行するものと考えられることができる。

以上、概括的に明らかにした製品構成を有する窯は、かつての業状調査の中に探すとするならば黒缶89号（略号K-89号）窯が共通する特徴が最も多く、また最近報告に接し得たものとしては日進町海老池1号窯がある。

海老池1号窯は報文によると、本窯と同じく須恵器器種を併焼する窯であり、須恵器器種の割合は2割弱とのことである。

瓷器（灰白軟陶を含む）器種は豊富であって、中に本窯にはないものを含んでいる。それらは獣足瓶、浄瓶、大型段皿、竜口高台碗であり、また輪花碗、手付瓶（把手

付)、双耳碗も本窯には見当たらない。

段皿中に、段が削りによらず折り曲げの深い手があることや、手付瓶の胴最大径が胴中部にあり、線長のプロポーションであることも本窯にはなく、従来の知見からはK-90号によく共通する内容であるが、燃焼室床下に大きな、いうところの舟底ピットを有する構造はより古式でもある。

海老池1号窯の製品中で注目する必要があるのは蛇目高台の碗で、口縁端が外反せず、また単純な円弧状の体部は殆ど厚みが変わらないという特徴を有するが、これは中国青磁をそのままにうつしたものである。

一方、本窯の遺品の中で器種同定に難があって、最終的に双耳壺と認定するについて引用した九左山古窯の場合はどうだろうか。

九左山の場合、香炉蓋以外に陰刻の花文はなく、筆描き花文の碗片については調査報告の如く陰刻花文の模倣であろう。

瓶についても手付瓶形式は既になく、広口瓶形式であるほか、耳皿でも高台のないタイプが出現している。

また碗・皿の場合、高台の内側が大きくなった三角形状のタイプが出現しており、全体とし九左山古窯は山茶碗窯に転換する直前の窯である。

ところが九左山古窯では、馬爪焼台まで出土しているというのに、窯体には分焰柱が存したという報告がない。

K-89号窯には既に固定式の分焰柱が報告されているので、更に1窯、本窯に製品構成が似通った窯をみることにしよう。

昭和51年に発掘された長久手町・山越1号窯では地山崩り残しによる分焰柱があり、この背後に1m未満の平担部を有してそのまま焼成室床の傾斜面に連続するという構造で、やや幅が狭いことを別にすれば、初期山茶碗窯に全く共通する。

山越1号窯の製品構成は本窯よりも一段と進んでいて、器種が整理されている如くである。

碗・皿では大部分を占める三角高台にあわせて、細長く高いものは東濃地方の灰釉最終末のものに共通し、また耳皿に糸切底例がある。

これらとともに陰刻花文陶や灰白軟陶がないことなどは本窯に比して新しい様相で

ある。

一方、手付風が多く、その胴形状やあるいは大きくて深い段皿、獣足の存在はむしろ古い様相である。

以上、主に遺物構成の上から関連の古窯の様相を比較してみたが、これらの事例にもとづいて本窯の所属する書相を考えると、平安時代後期のK-89号窯に近く、やや後出で、折戸53号(O-53号)よりも前とするのが妥当であろう。

後出の關林坊比定地での出土事例からO-53号様式を11世紀後半に押さえることが許されるならば、本窯年代は11世紀中頃よりやや早いぐらいに考えておきたい。

これ以外に年代を決める手掛りを求めて、陰刻花文陶器を少し検討してみよう。

猿投窯において陰刻花文陶が出現する時期は平安時代中頃の黒檀14号(K-14号)窯式の時であるが、このK-14号の花文は、これに続いて花文陶の盛期となったK-90号のそれとはかなり異質である。

即ち描線は直線に近い線の組み合わせであるとともに、花卉内などに細かく短かい線を多数入れていて、これをとらえて金剛器に施された花文の模倣であるとする見解に賛意を表したい。

但し、K-14号窯式の時期の花文は、実はこれだけではないのである。

鴻海地区の緑釉陶の1つ、NN-245号窯(旧称亀ヶ洞1号窯)はその製品の形状などからK-14号窯式の新しい段階として差し支えないと思われるが、ここでは全く中国陶磁そのもののうつしとみるべき筈とともに、花文がある。

K-14号窯にもまた、蛇目高台を有し体部の形状も他の碗と異なって、中国陶磁そのものといつてよいし、またやはりこの期に入ると思われる他の窯でも蛇目高台の出土が知られるが、NN-24号の場合、これを緑釉陶としているところに大きな違いがあり、最も忠実に中国青磁を模倣しているといえるだろう。

K-14号窯は灰釉を施した碗・皿の大量焼成という、いわば衷の瓷器窯として最初の窯であるが、この様式以前には、これほどはっきりと中国陶磁を模倣した例が見当たらないという事実を指摘して、注意を促したい。

言葉をかえて言えば、K-14号以降、製品の組み合わせも含んで猿投窯の生産体制そ

のものが中国磁器をうつす、あるいはこれを日本化するという変化を遂げているのである。

この観点に立脚して、いま一度K-14号の花文の意味を次の如くに考察できるだろう。即ち

NN-245号においては、中国青磁そのものをうつすことに基本的に意味があった作業の中で、結果的に花文をうつしとったとみることができ、主眼はあくまで中国磁器の日本化であるとしなければならない。

これに対して、K-14号のそれは明らかに金属器における毛彫文様のそれであっていわば中国磁器には花文が存するという事の模倣、ないしそれを日本化した1つの現象とみた方が良くであろう。

しかし、これに続く時期の養投窯では、地理的分布からみてもK-14号を継承し、鳴海地区でNN-245号のあとに続く花文陶の系譜はなく、木窯まで間があく。

この花文の出現と、その技術の継承過程の中に、養投窯における本格的な瓷器生産開始の契機性、ないしその時点での模倣に対して、強い示唆が与えられているとみるべきである。

即ち、養投窯における瓷器生産は中国における磁器生産の直接的な導入によるものではなく、極く少量の極めて高級な什器として輸入されつつあった中国磁器を、それまでの養投窯のもてる技術の中で模倣し、あるいは日本化したものとみるべきではないか。

従って、緑釉陶技術をもって鳴海地区ではこれをうつしたが、しかし、養投窯として主流となったのは、既に技術としては定着していた灰釉施釉の陶器としてであった。

この灰釉をかける陶器の生産技術がいつ獲得されたか、またそれが如何なる要請によるものであったかについては定説がないが、しかし、K-14号に先立つ平安時代前中期の養投窯において、併焼する須恵器器種とは胎土からして違いのある、トータルの技術体系として別ものとみるべき灰白色緻密のボディに、黄緑ないし淡緑色の半光沢灰釉のかかった1群の器が存在している事実は、その器形がまた諸窯で一致しているという事をとっても、否定し難い。

この器種は長頸瓶をはじめ浄瓶・木瓶・双耳瓶・平瓶といった瓶類と、少量の碗・

皿である。

このうちの碗・皿については、それが極く少量であるという事実をとっても、K-14号窯式以降のそれとは性格を異にするものとしなければならないが、形態上もかなり相違点がある。

この点、K-7号窯の碗をK-14号窯のそれと同一視される見解には全く首肯できない。1形式だけを抜き出して論ずることなく、製品構成全体の中で考えられることをすすめたい。

この碗をも含めて、この初期の灰釉施釉の1群の陶器は、金属製の仏器をうつしたものとみるべきと考えているが、この点については、今後それが使用せられた地域での出土事例の精細な検討によって必ず支援材料が得られると期待している。

K-14号における花文を継承したK-90号窯式にあっては、描線ははるかに洗練されて流麗なものとなり、毛彩技法うつしの細かい線も次第に整埋されて、独特の花文のパターンを完成させる一方、更に独特のものを生みだす。

特に90号の製品中、鶯の文様を優美な線で刻した股皿や、あるいは手付瓶胴部での花文は殊に華やかな印象をもたらし、一方、瓶胴部片に秋草文風の花文例があるなど、この花文施文技術の最高の完成にある。

この優美な陶器こそ日本的な文化の華ともいうべきで、そこには一種の時代の美意識が投影されているとみななければならない。そうでなければ、日本の窯業形態においてこそ優れていても、中国磁器には及びもつかぬ養投窯瓷器のこのような隆盛は決して詭異され得ないだろう。

特に、若干時期が降るとはいえ、關林坊北定地からあのように多量に出土した花文ある紙釉陶器は、美意識の強烈な発露がいったん灰釉陶器として完成した花文陶器を再び、あえてその非実用性の高さをおしてまで緑釉陶や、あるいは灰白軟陶に転換させた結果と考えられる。

即ち、この花文陶こそ国風文化の盛時にあわせて生産され、大量に京に輸入されたものとみるべきであり、古代の我國窯業生産史上、これほど端的に時代精神を体現した焼きものはなかっただろう。

言葉のはしりすぎるにまかせて、この90号窯式の花文陶を「藤原陶器」と称してお

きたい。

従来たびたび繰り返してきたことだが、鳴海地区諸窯の製品は、特に黒埴地区のそれとの比較において顕著な特徴がある。

一言でいえば「多品種少量生産」のK番地区に対して、「中級品（誤解されることをあえて）の大量生産」がN番地区のキャッチフレーズである。

鳴海地区はむしろ土は良好であり、決して自然的要因によるものでないことは確かであって、猿投窯中においてひとり鳴海地区がこのような状況であることの原因究明が日下の最大関心事である。

この鳴海地区にあって本窯は数少ない優品焼成の窯であるが、個々の製品についてみるならば、例えば陰刻花文碗・皿など黒埴地区の89号窯のものに比して劣ることは否定できない事実で、本報文作製のために参照した海老池1号窯の製品もまた、本窯のものに比してかなり質のたかいものの如くに見受けられる。

本窯はまた、調査経過を述べたなかで明らかにしたような状況から窯体を殆ど損傷しており、山越1号窯のような、かっこうの比較材料があるにもかかわらず、十分な検討に耐えるものでないのは残念である。

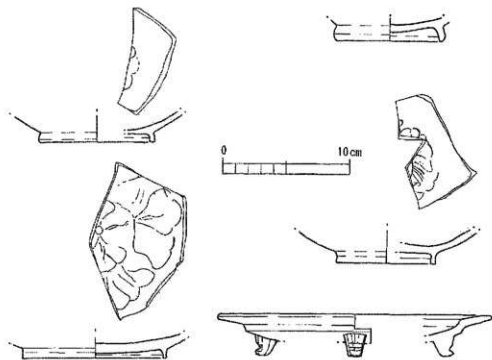
しかしながら、緑釉陶焼成の窯が集中した鳴海地区にあって灰白軟陶を焼成していた事実から、この灰白軟陶の意味、あるいは陰刻花文陶器の意味について考察する手掛りは提供し得たものと信ずる。

なお、本報文においては灰釉施釉陶の名称を瓷器と称した。必ずしも適切な名称とは考えないが、灰釉陶器なる語には時代観が投影されず、誤まって解されることを恐れたのである。

ただし、文献に「青瓷」「白瓷」と記される瓷器と同じではなく、あくまで平安時代に猿投窯を中心に生産された、灰釉施釉の陶器を指すものとして限定的に使用しており、緑釉を施したものは「緑釉陶」、同種精良な土を使用した無釉の陶器については「灰白軟陶」と記して区別しているので、注意されたいと思う。

平安宮内裏蘭林坊跡出土の灰釉・緑釉陶器について

平安博物館平安京調査本部が昭和49年に京都市上京区土屋町水上ル弁天町で新たに建築物が構築されるに先立って発掘調査を実施した。調査の結果、平安宮内裏の北西に位置する蘭林坊跡と推定される遺構^(註)が検出された。東西長さ約50m、南北幅約11mにの細長い発掘区の東半部は現地表面下約3mまで近代時に擾乱され、最深部でも約5mにも達し、セクション面から池の存在が窺われ、現に土地の人にきけば戦前に池が実在したことを聞いた。発掘区西側の北端の近くから東西方向にのびる長さ14.1mの溝状遺構が検出され、幅は60cm、深さ15~20cmを計測し、内部から土師質土器が多く出土し、溝状遺構の南側は、焼土や瓦・土器等を混じえた整地面が広がっている。この整地面に10数回にも及ぶ内裏の焼亡によって生じた焼土や瓦・土器等を内裏再建の際、廃棄されたものであろう。地山の黄色粘土は新たに築垣、その他材料に使用され、その後にできた凹地に、焼土や不用瓦・土器等を廃棄し、整地面を形成したものと考えられる。出土遺物は極めて多様多様でほう大な量を数えるが、軒瓦・丸瓦・平瓦・土師器・緑釉陶器・灰釉陶器・白色土器・須恵器・黒色土器・中国陶磁等に



本文挿図3. 京都市蘭林坊出土陶器

大別され、遺構の状況から時期的に大きく、三時期に分類されよう。溝内出土遺物・整地面下の出土遺物・築垣東側御修部出土遺物と位置付けられよう。整地面下の出土遺物は播磨系の軒丸瓦・平瓦・名古屋市の緑区で生産された划花文を施される緑釉陶器及び名古屋市内近郊で生産された灰釉陶器等がある。播磨系の瓦から実年代が11世紀後半に推定され、内裏の焼亡記録から、永保二年（1082）の焼亡に伴うものであると考えられる。従って整地面下の出土遺物は11世紀第4四半期の一括遺物と考えられる。^(注10) 上述の緑釉陶器は、樹崎氏の編年からはK（黒値）-90号窯式に属するものであるが、灰釉陶器からは、それよりも新しい（折戸O-53号）窯式に属する器形のものがあり、実際は使用された灰釉・緑釉陶器は若干年代幅があると考えられる。出土遺物の内、K（黒値）-90号窯式に推定されるものは、划花文（室相華）が施されるのが多く製品が精巧であるため、長く使用されたものとおもわれる。従って關林坊出土の灰釉・緑釉陶器は、K（黒値）-90号窯期・O（折戸）-53号窯期とそれぞれ位置付けられ、焼亡の年代からこの遺構の下限が永保二年（1082）と推定し得、O（折戸）-53号窯期を11世紀第4四半期に位置付けし得るであろう。

注1. 『愛知県遺跡分布図』 昭和47年 愛知県教育委員会による。

注2. 『緑区碧海町徳重南部十地区西整理事業地内 NN-268号痕跡調査及び分布踏査概要報告書』 昭和53年 名古屋市教育委員会編

注3. 名古屋城内、特別史跡二之丸庭園跡発掘調査

注4. NN-277号、平安時代中期までの須恵器窯と推定

注5. 『緑区碧海町徳重南部十地区西整理事業地内 埋蔵文化財発掘調査概要報告書』 昭和54年 名古屋市教育委員会、所収の古窯は 277号、278号、280号

注6. 注2参

注7. 『愛知県豊後山西宿院古窯址群』 昭和31年から38年 愛知県教育委員会

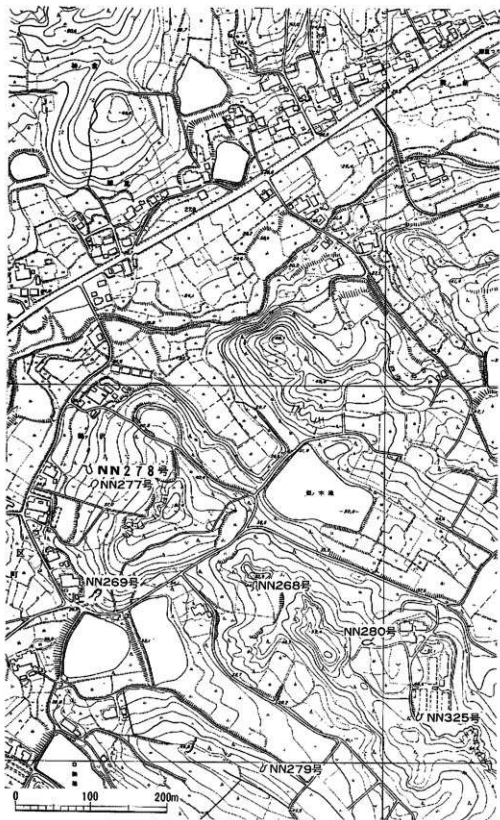
注8. 『名古屋市緑区碧海町徳重西部十地区西整理事業予定地内所在 埋蔵文化財発掘調査報告書』 名古屋市文化財調査報告書Ⅵ 昭和51年 名古屋市教育委員会

注9. 『平安宮内裏關林坊跡』松井忠春「京都」（昭和55年6月号）掲載（特集号平安京の遺産）『平安宮推定内裏關林坊跡発掘調査の概要』寺島幸一・佐々木英夫・松井忠春、古代文化27巻11号、昭和50年

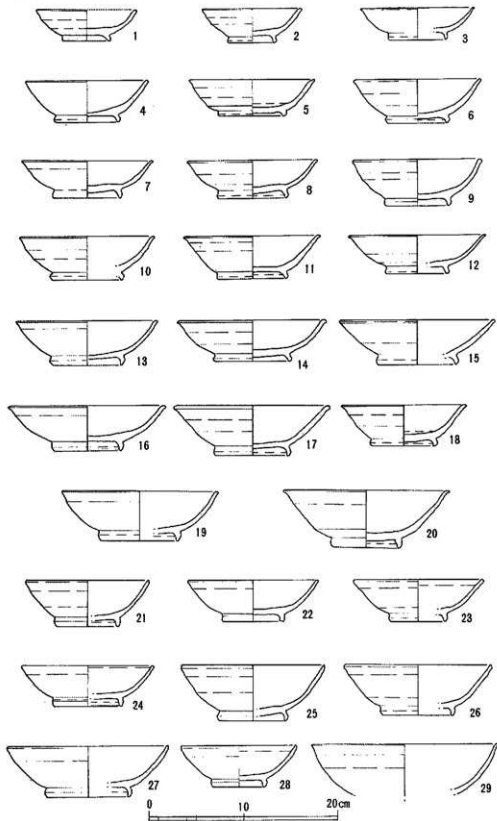
注10. 關林坊跡出土の緑釉陶器については寺島幸一が若干紹介している。『平安京出土の緑釉陶器』考古学雑誌61巻3号 昭和51年

圖 版

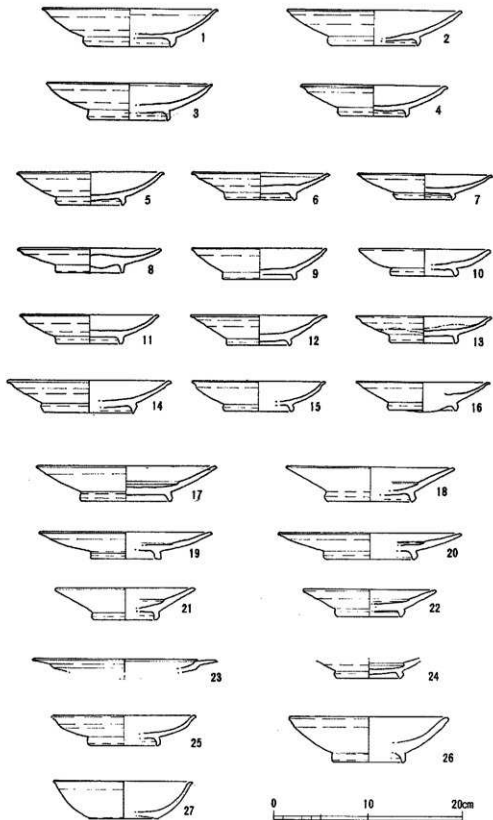
図版I 本郷位置 (1:5000)



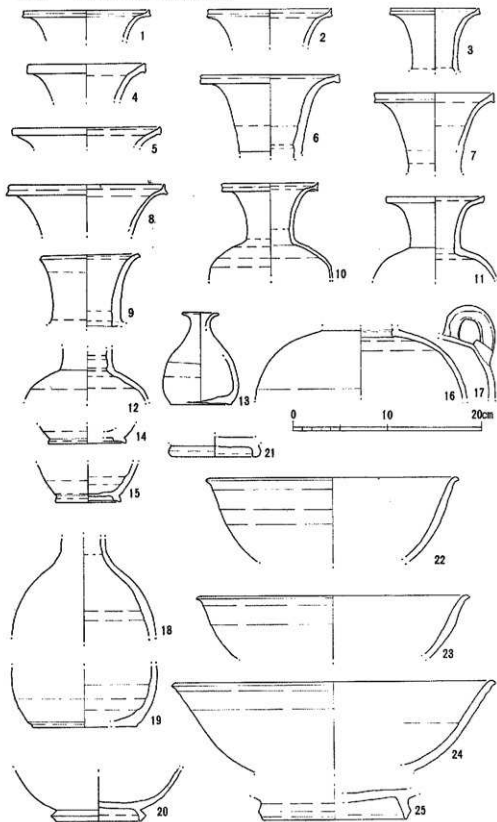
图版 I 碗



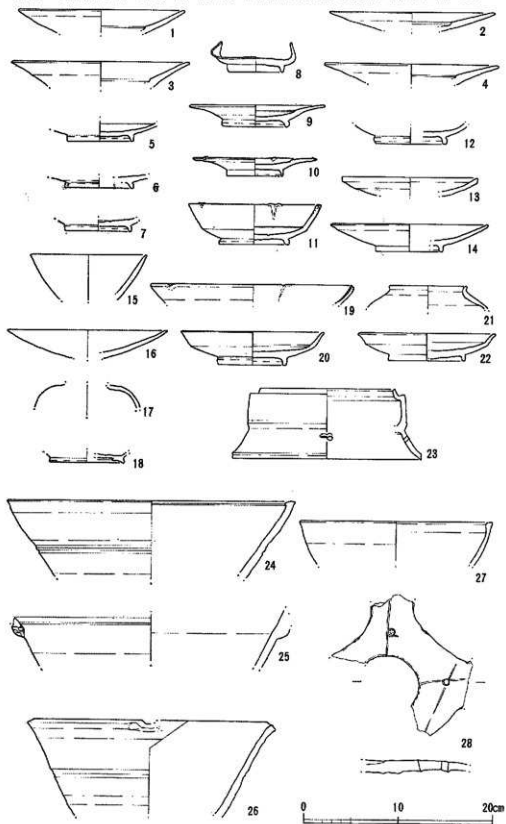
図版Ⅱ 皿、糸切り底杯



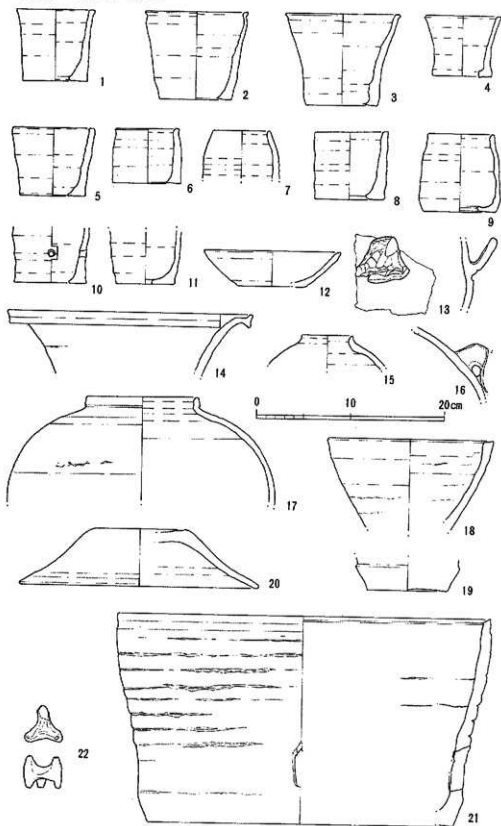
图版 IV 广口瓶·小瓶·手付瓶·大碗

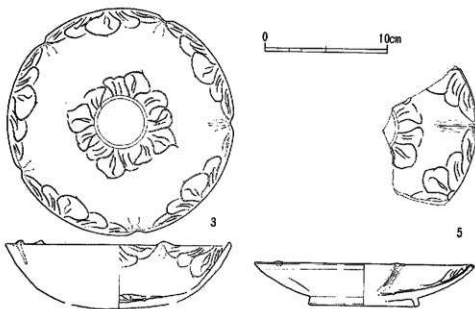
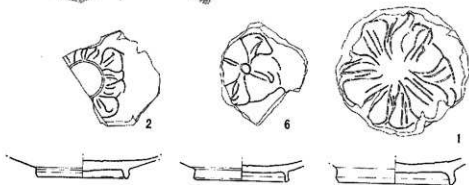
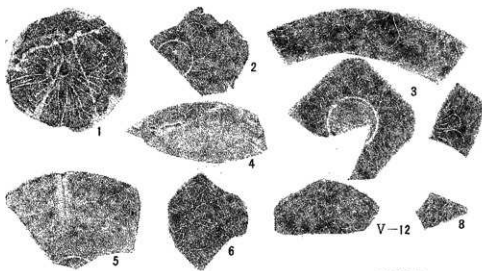


図版V 灰白軟陶 (1~4, 6, 11, 12, 14~18, 20, 21, 23) 灰釉陶、須恵器 (24~28)

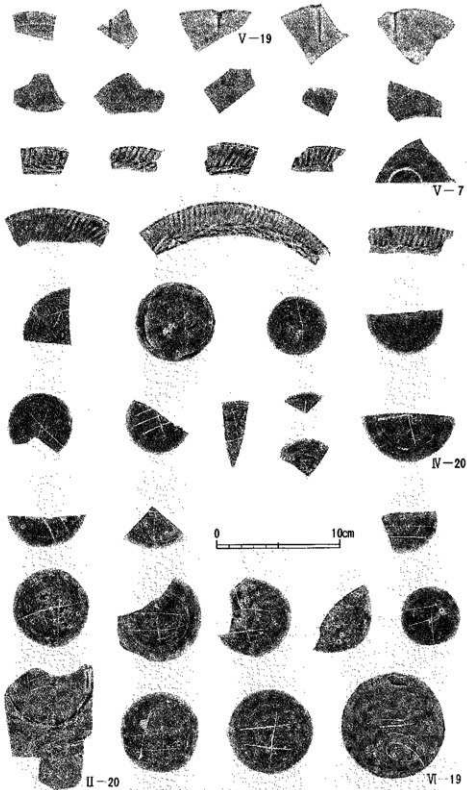


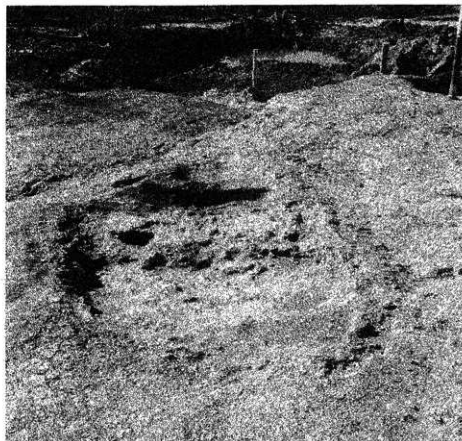
図版Ⅵ 窯道具・須恵器





図版Ⅷ 拓本（輪花・陰刻花文・ヘラ文字・ヘラ記号）





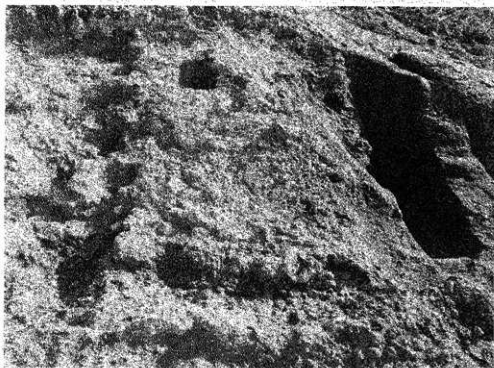
窠 体



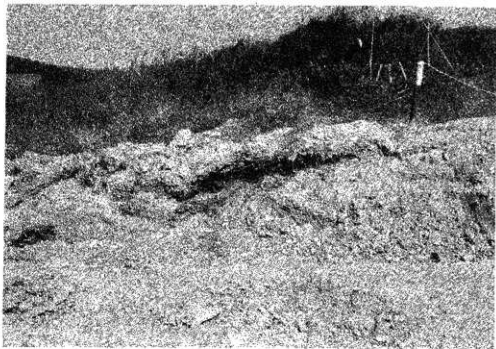
調査区全景



残存床(断面)



残存床

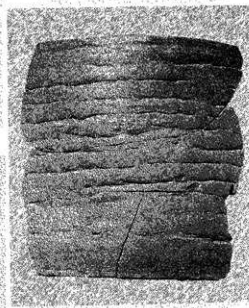
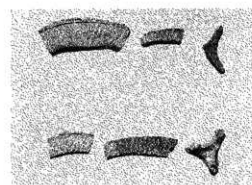
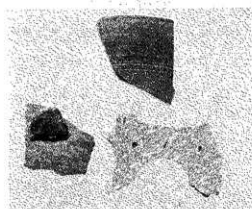
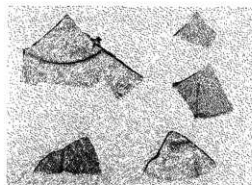
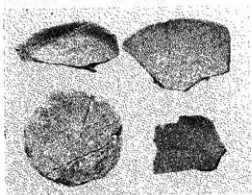


灰 層 (発掘前)

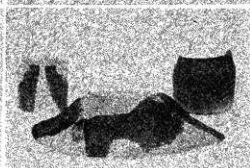
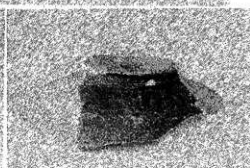
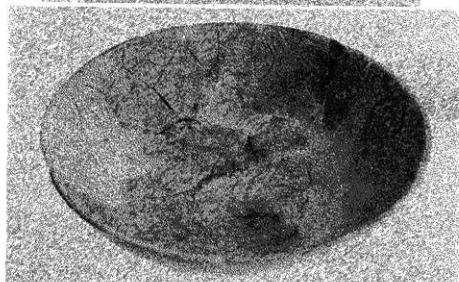
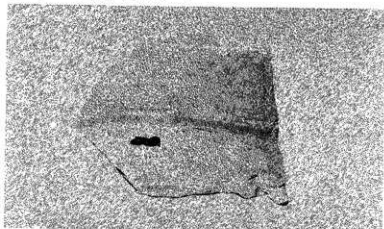


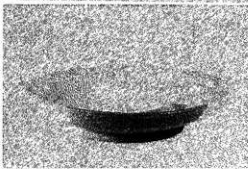
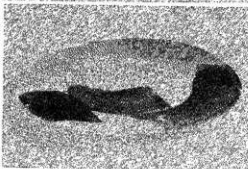
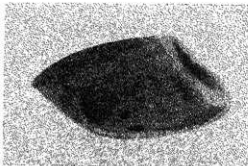
同 (後)

写式网版 IV 花文等



写真図版 V 灰白陶、灰等





名古屋市文化財調査報告 既刊目録

I	名古屋市中種区	京山H-101号古窯跡発掘調査報告	1973	品切
II	名古屋市 中区	古沢町遺跡発掘調査報告—弥生編—	1974	〃
III	名古屋市中種区	御影町古窯跡発掘調査報告	1974	〃
IV	名古屋市 緑区	有松町並み調査報告	1975	〃
V	名古屋市 緑区	NK1-34号古窯発掘調査報告	1975	在庫
VI	名古屋市 緑区	徳重西部土地区画整理事業予定地内所在埋蔵文化財発掘調査報告	1976	〃
VII	名古屋中昭和区	光真寺古窯跡発掘調査報告	1979	〃
VIII	名古屋市守山区	小幡古墳発掘調査報告	1980	〃
IX	名古屋市 緑区	NN-278号窯跡発掘調査報告	1891	新刊

名古屋市文化財調査報告 IX

NN-278 古窯跡発掘調査報告書

1981年3月31日 印刷・発行

編 纂 名古屋市教育委員会社会教育部文化課

発 行 名古屋市教育委員会

名古屋市中央区三の丸三丁目1番1号

印 刷 株式会社 一 誠 社

名古屋市昭和区下柳町2-22

無料配布 400部

